

学校教育目標

①・②・③

夢 に向かっていく生徒
命 を大切に作る生徒
絆 を互いに深め合う生徒



須和田が丘

令和3年度
学校だより No. 14
令和3年9月3日

市川市立第二中学校
校長 石田 清彦

ホームページ <http://www.dai2-tyu.ichikawa-school.ed.jp/>

感染拡大防止の対応③

(1) 臨時休業について

今後、学校内で感染者が確認された場合、状況に応じて、学級閉鎖や学年閉鎖、学校閉鎖等の対応をとることが考えられます。現在、文部科学省が示している「臨時休業」に関する判断基準は次の通りです。

①全体像把握までの臨時休業

○先ず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、関係する学級等を臨時休業することが考えられる。なお、新型コロナウイルスは発症まで最大14日、多くは5日と長いこと、感染が顕在化した時点で臨時休業を行ったとしても、感染の拡大がさらに広がる可能性があることに留意する。

②学級閉鎖

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学級閉鎖を実施する。

- ・同一の学級内において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ・感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ・1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ・その他、設置者が必要と判断した場合

○学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえて判断する。

③学年閉鎖

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖を実施する。

④学校閉鎖（臨時休校）

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学校全体の臨時休業を実施する。

(2) 濃厚接触者等の候補の考え方について

学校内で感染者が確認された場合、保健所の業務がひっ迫している緊急事態宣言対象地域、またはまん延防止等重点措置区域における学校においては、濃厚接触者等の特定のため、学校が濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力する場合があります。現在、文部科学省が示している「濃厚接触者等の候補の考え方」は次の通りです。

【裏面へ続きます】

○校内の濃厚接触者の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症 2 日前）から当該感染者が登校していた期間において、以下の①または②のいずれかに該当する児童生徒及び教職員とする。

①濃厚接触者の候補

- 感染者と同居または長時間の接触があった者
- 適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- 感染者の飛沫（くしゃみ、咳等）に直接接触した可能性の高い者（1m以内の距離で互いにマスクなしで会話した場合は、時間を問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- 手で触れることのできる範囲（1m以内）で、必要な感染予防なしで、感染者と15分以上の接触があった者（感染者と会話していた者など）
- マスクについては、鼻出しマスクや顎マスク等、着用が不適切な場合は、必要な感染予防にはならない。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- 感染者から物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても、接触頻度の高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- 大声を出す活動、呼吸が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- 感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

学校では、感染拡大防止対策をきめ細かにいき、感染者が確認された場合にはあっても、生徒が濃厚接触者の候補とならないよう努めてまいります。

しかし、感染拡大防止対策を徹底しても感染するリスクをゼロにすることはできません。誰もが感染する可能性があり、いつ、誰が感染してもおかしくない状況でもあります。

感染が確認された場合にあっては、感染した個人やそれまでの対応を責めることなく、更なる感染拡大の防止にご協力いただきますようお願いいたします。

保護者の皆様のご理解、ご支援をお願いいたします。

